

農業振興地域整備計画変更に関する手続きについて

農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、以下の要件を満たす場合に限られます。

< 農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の5要件 >

1 農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること

(1) 必要性

当該事業が必要であると判断した理由、当該土地を選定せざるを得ない理由が具体的かつ明確であり、やむを得ないと判断されること

除外後、概ね1年以内に利用目的に供される緊急性が認められること

(2) 適当性

事業敷地面積が計画内容から判断して最小限度であること

(3) 代替性

農用地以外の土地に代替する土地がないこと

(4) 確実性

農地法や都市計画法など関係する他法令の許認可等の見込みがあること

2 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること

(1) 農地と非農地が混在せず連続した土地利用ができること

(2) 申出地が分筆される場合、残地の利用に支障がないこと

3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること

(1) 認定農業者等が目指す安定的な農業経営に支障を生じないこと

(2) 認定農業者等が経営する一団の農用地の集団化が損なわないこと

4 農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること

(1) 農用地の利用上、保全上必要な農業用道路、農業用水路、ため池等の施設について、土砂流出又は崩壊等の恐れがないこと

5 土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること

※農振除外を行うには、他法令による許認可の見込みがあり、具体的な転用計画があるものに限り、除外後、長期にわたって事業が行われる見込みがない場合には、農用地へ再編入する可能性もございます。 結城市農政課